

実践キャリア実務士資格認定に関する規程の一部改正

一般財団法人全国大学実務教育協会

改正後	現 行												
<p>実践キャリア実務士資格認定に関する規程</p> <p style="text-align: right;">制 定 H24. 2.18 <u>一部改正 H27. 4.18</u></p>	<p>実践キャリア実務士資格認定に関する規程</p> <p style="text-align: right;">制 定 H24. 2.18</p>												
<p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(資格の取得)</p> <p>第3条 実践キャリア実務士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて16単位以上を履修し、<u>単位修得する<u>と</u>もに到達目標達成度評価基準を満たさ</u>なければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">必修科目（2科目 4単位以上）※</p> <table style="margin-left: 4em; border: none;"> <tr> <td>「実践キャリア考」</td> <td>（講義又は演習）</td> <td>2単位以上</td> </tr> <tr> <td>「総合的実践実務」</td> <td>（演習又は実習）</td> <td>2単位以上</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 2em;">選択科目（次の2群から 12単位以上）</p> <p style="margin-left: 4em;">I群「キャリア・教養分野」</p> <p style="margin-left: 4em;">II群「総合的実践実務分野」</p> <p>2 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。</p> <p>3 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。</p> <p>4 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。</p> <p>5 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。</p> <p>第4条～第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条に規定する「到達目標達成度評価」に係る部分は平成30年4月1日から施行する。</u></p>	「実践キャリア考」	（講義又は演習）	2単位以上	「総合的実践実務」	（演習又は実習）	2単位以上	<p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(資格の取得)</p> <p>第3条 実践キャリア実務士の資格を取得しようとする者は、当該大学（短期大学及び専攻科を含む。以下同じ。）において、次に示す必修科目及び選択科目合わせて16単位以上を履修し、<u>単位修得する<u>もの</u></u>でなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">必修科目（2科目 4単位以上）</p> <table style="margin-left: 4em; border: none;"> <tr> <td>「実践キャリア考」</td> <td>（講義又は演習）</td> <td>2単位以上</td> </tr> <tr> <td>「総合的実践実務」</td> <td>（演習又は実習）</td> <td>2単位以上</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 2em;">選択科目（次の2群から 12単位以上）</p> <p style="margin-left: 4em;">I群「キャリア・教養分野」</p> <p style="margin-left: 4em;">II群「総合的実践実務分野」</p> <p>2 当該資格の教育課程については、学則もしくは別途の規程又は細則において定める。</p> <p>3 当該資格の各科目の授業内容については、本協会の「教育課程ガイドライン」に拠る。</p> <p>4 大学が認めた場合は、科目等履修生に資格単位を修得させることができる。</p> <p>5 教育課程認定申請は、原則として大学単位で行う。</p> <p>第4条～第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>	「実践キャリア考」	（講義又は演習）	2単位以上	「総合的実践実務」	（演習又は実習）	2単位以上
「実践キャリア考」	（講義又は演習）	2単位以上											
「総合的実践実務」	（演習又は実習）	2単位以上											
「実践キャリア考」	（講義又は演習）	2単位以上											
「総合的実践実務」	（演習又は実習）	2単位以上											

【枠外に記述】

(注) 第3条第1項規定2科目の資格必修科目は、卒業要件上の必修科目ではなく、本資格を取得するために必ず修得しなければならない科目を示す。また、第3条第1項規定2科目の資格必修科目は、規定された学修内容と同等の内容を含む科目であれば、異なる学部・学科で、異なる科目名称でも可とする。